

令和7年度「台湾との民間団体交流事業」募集要項

令和7年6月16日
国際・経済交流課

1 目的

宮崎県と台湾新竹県・桃園市・台中市を中心とする台湾との民間レベルでの交流を促進するとともに、交流を通じて本県の魅力を効果的に発信することにより、将来の観光誘客の礎を築く。

2 事業概要

1の目的のために、台湾の民間団体を本県へ受け入れて交流（以下「来県交流」という。）を行う県内の団体に対して補助金を交付する。

また、台湾との往来が困難である場合は、今後の相対する交流に繋げていくためのオンラインでの交流（以下「オンライン交流」という。）を行う団体に対して補助金を交付する。

3 事業実施団体

県内の民間団体

4 募集方法

随時募集、予算に達し次第終了

5 事業の内容

事業は、次に掲げるものを行うものとする。

(1) 来県交流

- ① 台湾から来県する民間団体と県内団体の交流
- ② 県内観光地視察等の宮崎の魅力を体験する機会の提供
- ③ 台湾側団体による、宮崎観光の魅力等のSNS等での発信

(2) オンライン交流

- ① 今後の相対する交流に繋げていくために、台湾の民間団体とのオンラインでの交流
- ② 県内の民間団体から台湾の民間団体に宮崎観光の魅力等の効果的なアピール
- ③ 台湾側団体による、宮崎観光の魅力等のSNS等での発信

6 対象事業の条件等

(1) 来県交流

- ① 交流の分野は特に問わないが、将来にわたる団体間交流の促進に資するものとする。
- ② 台湾側団体を受け入れて、県内で交流を行うこと。
- ③ 台湾側団体が、県内の観光地を視察する場を設けること。
- ④ 台湾側団体は、宮崎観光の魅力等をSNS等で発信すること。
- ⑤ 原則として、宮崎空港発又は宮崎空港着の国際定期便（台湾）を利用すること。

(2) オンライン交流

- ① 交流の分野は特に問わないが、将来にわたる団体間交流の促進に資するものとする。
- ② 交流の際に宮崎観光の魅力等のプレゼンを行うこと。
- ③ 台湾側団体は、宮崎観光の魅力等をSNS等で発信すること。

7 補助対象経費及び補助額

補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、以下のとおりとする。

補助対象経費	補助額
1 台湾から来県しての交流の場合 補助事業者が、台湾の民間団体を宮崎県内に受け入れて実施する交流活動や観光地の視察に要する経費のうち次に掲げる経費であって、補助事業完了日までに支払いを完了するもの。 (1) 車両借上料 (2) 会場借上料 (3) 施設入場料 (4) 通訳・翻訳に係る経費 (5) その他交流に必要な経費（ただし、食費、お土産に係る経費は含まない。） 2 オンラインでの交流の場合 補助事業者が、台湾の民間団体とオンラインで実施する交流活動に要する経費のうち次に掲げる経費であって、補助事業完了日までに支払いを完了するもの。 (1) 通訳・翻訳に係る経費 (2) オンライン交流に必要な機器の賃借料、施設利用費等 (3) その他オンライン交流に必要と認められる経費	補助対象経費の合計額（補助事業者が交流について他の補助金等の交付を受けている場合は、当該交流に係る他の補助金等の金額を差し引いた額）の2分の1又は10万円のいずれか少ない額

8 応募方法

事業の実施を希望する団体は、以下の書類に必要事項を記入し、宮崎県国際・経済交流課に提出する。

- (1) 事業実施申込書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

9 選定方法

- (1) 県において、実施意欲、事業目的との整合性、事業の新規性・継続性・波及効果・地理的バランス、実現可能性等を考慮の上、事業実施団体を選定する。
- (2) 選定結果は、申請者に通知する。
- (3) 選定の結果、採用されなかった場合の理由についての問合せには回答しない。

10 補助金の交付

決定した額を事業実施団体が指定した口座に振り込む。

11 問い合わせ先

宮崎県商工観光労働部国際・経済交流課 国際交流担当 池上
Tel. 0985-44-2623 Fax. 0985-26-7327 mail:ikegami-tatsuhiro@pref.miyazaki.lg.jp

12 その他

- (1) 提出された個人情報 は厳正に管理し、「台湾との民間団体交流事業」実施団体の選定にのみ利用する。
- (2) この要項に定める事項のほか、本事業の実施にあたり必要な事項については、別途定めるものとする。